

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 滞納処分</p> <p>第1節 財産の差押え</p> <p>第4款 不動産等の差押え</p> <p>第68条関係 不動産の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>鉱業権</p> <p>(意義)</p> <p>25 鉱業権とは、登録を受けた一定の土地の区域(鉱区)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、取得する試掘権及び採掘権をいい(鉱業法5条、11条)、所轄経済産業局長が設定の許可をし(同法21条)、鉱業原簿に登録することによって成立する(同法59条、60条)。この権利は、物権とみなされ、鉱業法に別段の規定がある場合を除き、不動産に関する規程が準用される(同法12条、13条)。</p> <p>なお、鉱業法には鉱業権とともに租鉱権についての規定がある。租鉱権とは、設定行為に基づき、他人の鉱区において鉱業権の目的となっている鉱物を掘採し、自己の所有物とする権利をいい(鉱業法6条)、相続その他の一般承継の目的となるほか、権利の目的となることができないから、差し押さえることができない(同法21条)。</p> <p>特定鉱業権</p> <p>27 特定鉱業権とは、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定第2条第1項に規定する大陸棚の区域(共同開発区域)内の登録を受けた一定の区域において、天然資源の探査又は採掘をし、及び掘採された天然資源を取得する権利をいい(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(以下「大陸棚特別措置法」という。2条</p>	<p>第5章 滞納処分</p> <p>第1節 財産の差押え</p> <p>第4款 不動産等の差押え</p> <p>第68条関係 不動産の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>鉱業権</p> <p>(意義)</p> <p>25 鉱業権とは、登録を受けた一定の土地の区域(鉱区)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、取得する試掘権及び採掘権をいい(鉱業法5条、11条)、所轄<u>通商産業局長</u>が設定の許可をし(同法21条)、鉱業原簿に登録することによって成立する(同法59条、60条)。この権利は、物権とみなされ、鉱業法に別段の規定がある場合を除き、不動産に関する規程が準用される(同法12条、13条)。</p> <p>なお、鉱業法には鉱業権とともに租鉱権についての規定がある。租鉱権とは、設定行為に基づき、他人の鉱区において鉱業権の目的となっている鉱物を掘採し、自己の所有物とする権利をいい(鉱業法6条)、相続その他の一般承継の目的となるほか、権利の目的となることができないから、差し押さえることができない(同法21条)。</p> <p>特定鉱業権</p> <p>27 特定鉱業権とは、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定第2条第1項に規定する大陸棚の区域(共同開発区域)内の登録を受けた一定の区域において、天然資源の探査又は採掘をし、及び掘採された天然資源を取得する権利をいい(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(以下「大陸棚特別措置法」という。2条</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>3 項)、<u>経済産業大臣</u>がその設定の許可をし(同法12条)、特定鉱業原簿に登録することによって効力を生ずる(同法32条3項)。</p> <p>特定鉱業権には、探査権と採掘権とがあり(大陸棚特別措置法4条)、特定鉱業権は物権とみなされ、大陸棚特別措置法に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規程が準用される(同法6条)。</p> <p>ダム使用権 (処分の制限)</p> <p>34 ダム使用権は、<u>国土交通大臣</u>の許可を受けなければ、移転(相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く。)の目的とし、分割し、合併し、又はその設定の目的を変更することができない(特定多目的ダム法22条)。</p> <p>差押手続 (差押えの登記の嘱託)</p> <p>42 不動産を差し押さえたときは、税務署長は、差押えの登記を関係機関(44参照)に嘱託しなければならない(法68条3項)。</p> <p>なお、差押えの登記の嘱託等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 登記原因を証する書面は差押調書の正本又は謄本であり、登記権利者は<u>財務省</u>、登記を嘱託することができる者は国税局長、税務署長又は税関長である(不動産登記法35条3項、<u>財務省</u>所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令)。</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>(7) 土地区画整理法第103条第4項(換地処分の公告)の規定により<u>国土交通大臣</u>又は都道府県知事による換地処分の公告があった後においては、同法第107条第3項本文(換地処分の公告後の登記の制限)の規定により、同条第2項(事業の施行による変動に係る登記等)に規定する土地区画整理事業の施行による変動に係</p>	<p>3 項)、<u>通商産業大臣</u>がその設定の許可をし(同法12条)、特定鉱業原簿に登録することによって効力を生ずる(同法32条3項)。</p> <p>特定鉱業権には、探査権と採掘権とがあり(大陸棚特別措置法4条)、特定鉱業権は物権とみなされ、大陸棚特別措置法に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規程が準用される(同法6条)。</p> <p>ダム使用権 (処分の制限)</p> <p>34 ダム使用権は、<u>建設大臣</u>の許可を受けなければ、移転(相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く。)の目的とし、分割し、合併し、又はその設定の目的を変更することができない(特定多目的ダム法22条)。</p> <p>差押手続 (差押えの登記の嘱託)</p> <p>42 不動産を差し押さえたときは、税務署長は、差押えの登記を関係機関(44参照)に嘱託しなければならない(法68条3項)。</p> <p>なお、差押えの登記の嘱託等については、次のことに留意する。</p> <p>(1) 登記原因を証する書面は差押調書の正本又は謄本であり、登記権利者は<u>大蔵省</u>、登記を嘱託することができる者は国税局長、税務署長又は税関長である(不動産登記法35条3項、<u>大蔵省</u>所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令)。</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>(7) 土地区画整理法第103条第4項(換地処分の公告)の規定により<u>建設大臣</u>又は都道府県知事による換地処分の公告があった後においては、同法第107条第3項本文(換地処分の公告後の登記の制限)の規定により、同条第2項(事業の施行による変動に係る登記等)に規定する土地区画整理事業の施行による変動に係る登</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>る登記がされるまでの期間は、差押えの登記の嘱託をすることができない。</p> <p>(注) 換地処分公告の前日に差押えの登記原因が生じているときは、上記の期間中であっても、差押えの登記の嘱託をすることができる(土地区画整理法107条3項ただし書)。</p> <p>第70条関係 船舶又は航空機の差押え</p> <p>船舶又は航空機 (登録を受けた航空機)</p> <p>2 法第70条第1項の「登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機又は回転翼航空機であって、航空法第3条(登録)の規定により<u>国土交通大臣</u>の管掌する航空機登録原簿に登録を受けたもの(以下「航空機」という。)をいう。</p> <p>差押手続 (差押えの登記の嘱託)</p> <p>5 税務署長は、船舶を差し押さえたときは船舶港を管轄する法務局、地方法務局又はその支所若しくは出張所に、航空機を差し押さえたときは<u>国土交通省航空局</u>に、それぞれ差押えの登記を嘱託しなければならない(法70条1項、68条3項、船舶登記規則2条、航空機登録規則3条)。</p> <p>(注) 不動産登記法第26条1項(当事者の出頭)又は航空機登録令第9条(登録の申請)の規定にかかわらず、差押登記嘱託書又は差押登録嘱託書を郵便による送達又は交付送達の方法によって、管轄登記所又は<u>国土交通省航空局</u>に提出することができる(法70条1項、68条3項、不動産登記法25条2項、通則法12条1項)。</p>	<p>記がされるまでの期間は、差押えの登記の嘱託をすることができない。</p> <p>(注) 換地処分公告の前日に差押えの登記原因が生じているときは、上記の期間中であっても、差押えの登記の嘱託をすることができる(土地区画整理法107条3項ただし書)。</p> <p>第70条関係 船舶又は航空機の差押え</p> <p>船舶又は航空機 (登録を受けた航空機)</p> <p>2 法第70条第1項の「登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機又は回転翼航空機であって、航空法第3条(登録)の規定により<u>運輸大臣</u>の管掌する航空機登録原簿に登録を受けたもの(以下「航空機」という。)をいう。</p> <p>差押手続 (差押えの登記の嘱託)</p> <p>5 税務署長は、船舶を差し押さえたときは船舶港を管轄する法務局、地方法務局又はその支所若しくは出張所に、航空機を差し押さえたときは<u>運輸省航空局</u>に、それぞれ差押えの登記を嘱託しなければならない(法70条1項、68条3項、船舶登記規則2条、航空機登録規則3条)。</p> <p>(注) 不動産登記法第26条1項(当事者の出頭)又は航空機登録令第9条(登録の申請)の規定にかかわらず、差押登記嘱託書又は差押登録嘱託書を郵便による送達又は交付送達の方法によって、管轄登記所又は<u>運輸省航空局</u>に提出することができる(法70条1項、68条3項、不動産登記法25条2項、通則法12条1項)。</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第71条関係 自動車又は建設機械の差押え</p> <p>自動車又は建設機械 (登記を受けた建設機械)</p> <p>2 法第71条第1項の「登記を受けた建設機械」とは、建設業法第2条第1項(建設工事の定義)に規定する建設工事の用に供される機械類で建設機械抵当法施行令第1条(建設機械の範囲)の規定による別表に掲げるもの(例えば、ブルドーザー、トラクター、コンクリートミキサー等)のうち、建設業者(建設業法2条3項)が<u>国土交通大臣</u>又は都道府県知事の行う記号の打刻又は既に打刻された記号の検認を受けた後、建設機械登記簿に保存登記をしたもの(以下「建設機械」という。)をいう(建設機械抵当法2条、4条1項。建設機械登記令5条、建設機械抵当法施行令9条1項参照)。</p> <p>差押手続 (差押えの登記の嘱託)</p> <p>5 税務署長は、自動車を差し押さえたときはその自動車の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事(運輸局陸運支局)に、建設機械を差し押さえたときはその機械の打刻された記号によって表示された都道府県の区域内にある法務局又は地方法務局(北海道にあっては、札幌法務局)に、それぞれ差押えの登記を嘱託しなければならない(法第71条第1項、68条3項。道路運送車両法施行令8条2項、建設機械登記令1条参照)。</p> <p>(注)自動車登録令第10条(共同申請)又は不動産登記法第26条第1項(当事者の出頭)の規定にかかわらず、差押登録嘱託書又は差押登記嘱託書を郵便による送達又は交付送達の方法によって、都道府県知事(運輸局陸運支局)又は管轄登記所に提出することができる(法第71条第1項、68条3項、自動車登録令9条、不動産登記法25条2項、通則法12条1項)。</p>	<p style="text-align: center;">第71条関係 自動車又は建設機械の差押え</p> <p>自動車又は建設機械 (登記を受けた建設機械)</p> <p>2 法第71条第1項の「登記を受けた建設機械」とは、建設業法第2条第1項(建設工事の定義)に規定する建設工事の用に供される機械類で建設機械抵当法施行令第1条(建設機械の範囲)の規定による別表に掲げるもの(例えば、ブルドーザー、トラクター、コンクリートミキサー等)のうち、建設業者(建設業法2条3項)が<u>建設大臣</u>又は都道府県知事の行う記号の打刻又は既に打刻された記号の検認を受けた後、建設機械登記簿に保存登記をしたもの(以下「建設機械」という。)をいう(建設機械抵当法2条、4条1項。建設機械登記令5条、建設機械抵当法施行令9条1項参照)。</p> <p>差押手続 (差押えの登記の嘱託)</p> <p>5 税務署長は、自動車を差し押さえたときはその自動車の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事(陸運事務所)に、建設機械を差し押さえたときはその機械の打刻された記号によって表示された都道府県の区域内にある法務局又は地方法務局(北海道にあっては、札幌法務局)に、それぞれ差押えの登記を嘱託しなければならない(法第71条第1項、68条3項。道路運送車両法施行令8条2項、建設機械登記令1条参照)。</p> <p>(注)自動車登録令第10条(共同申請)又は不動産登記法第26条第1項(当事者の出頭)の規定にかかわらず、差押登録嘱託書又は差押登記嘱託書を郵便による送達又は交付送達の方法によって、都道府県知事(陸運事務所)又は管轄登記所に提出することができる(法第71条第1項、68条3項、自動車登録令9条、不動産登記法25条2項、通則法12条1項)。</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 財産の換価 第1款 通則 第89条関係 換価する財産の範囲</p> <p>譲渡の制限 (海上運送法)</p> <p>26 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体(以下26において「日本の国籍を有する者等」という。)が、その所有する船舶(海上運送法施行規則44条1項各号(譲渡等の許可を受けることを要しない船舶等)に定めるものを除く。)を日本の国籍を有する者等以外の者に譲渡しようとするときは、海上運送法第44条の2第1項(船舶の譲受けの許可)の規定により、<u>国土交通大臣</u>の許可を受けなければならない。</p>	<p>第3節 財産の換価 第1款 通則 第89条関係 換価する財産の範囲</p> <p>譲渡の制限 (海上運送法)</p> <p>26 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体(以下26において「日本の国籍を有する者等」という。)が、その所有する船舶(海上運送法施行規則44条1項各号(譲渡等の許可を受けることを要しない船舶等)に定めるものを除く。)を日本の国籍を有する者等以外の者に譲渡しようとするときは、海上運送法第44条の2第1項(船舶の譲受けの許可)の規定により、<u>運輸大臣</u>の許可を受けなければならない。</p>